

平成21年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成22年3月18日（木）

開催場所：宮城県庁9F「第1会議室」

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

平成21年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：定刻よりちょっと早いのですが、委員の方々が全員揃っておりますので、只今より、平成21年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会を開催致します。はじめに宮城県千葉農林水産部長より、挨拶を申し上げます。

千葉部長：平成21年度の第3回宮城県農村振興施策検討委員会のこの開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員及び専門委員の皆様方には、この度、委員のご就任につきまして快くご承諾いただきまして、大変ありがとうございます。また本日は年度末の大変忙しい中、当委員会にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて昨年の11月に開催されました、政府の行政刷新会議によります、平成22年度予算の概算要求に対する事業仕分け、皆様ご記憶に新しいと思われましても、ここで廃止や予算縮減等の協議がなされたわけですが、本委員会に関係します中山間地域等直接支払交付金事業。これにつきましては事務費の縮減等とありましたが、本体予算は要求通りとされたところでございます。それから農地・水・環境保全向上対策事業でございます。これにつきましては、本体削減となりましたが、それと事務費コストの縮減というような決断がされたわけでございます。県と致しましては、事業仕分けやその後示された予算による事業への影響。この2つの事業につきましては少なからず影響を考えております。しかしながら中山間地域等支払交付金事業の第3期対策につきましては、つい最近の新聞にも載ったようでございますけれども、高齢化の進行に配慮した内容で要件が緩和され、取り組み面積が増えるものというふうに想定されるわけでございます。厳しい県財政状況の中で、今後の取り組み方針の検討を進めていかざるを得ないというような状況でございます。

本委員会でございますが、平成19年度に設置されまして、去年は3回の委員会を開催して、貴重なご意見を頂戴しており、お陰様をもちまして農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、共同活動の協定締結数が23市町517地区43,964ヘクタール。営農活動の協定締結数が、5市町128営農区域5,822ヘクタールとなり、各地で活発な活動を実施いただいております。また中山間地域等直接支払交付金事業。こちらにつきましても、協定締結数が13市町253協定2,182ヘクタールとなり、こちらも各集落で活発な活動を実施していただいております。委員専門委員の皆様におかれましては、それぞれの領域分野の専門的なお立場から多用なご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

司会：千葉部長ありがとうございました。

司会：今回の委員会は、改選後に開催します初回の委員会となりますので、改めて委員長、副委員長を選出いただくこととなります。委員長、副委員長の選出でございますが、条例第4条では委員の互選となっておりますので、委員の皆様よりよろしくお願い致します。

田村委員：私から提案です。今回の委員は全員再任の方ですので、委員長には大泉先生。副委員長には千葉委員に引き続きお願いしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員：意義なし。

司会：只今、委員の方々により委員長には大泉委員。副委員長には千葉委員がそれぞれ選出されましたので、よろしくお願い致します。それでは委員長に就任されました大泉委員長より、就任の挨拶をお願い致します。

大泉：次期も委員長を務めさせていただくことになりました。委員の皆様方の真摯なご意見を反映した形で運営して参りたいと思っております。この農村振興とりわけ中山間地域に関する活性化や、あるいは制度に関しましては、昨年来、農政全般がそうなのですが、激動の中にありまして、そうした中でも環境保全対策や、あるいは中山間地支払、あるいは地域活性化といったことは、喫緊の課題だというふうに新政権も受け止めているようでありますので、この事業を通して豊かな農村社会を築ける、そうしたこの委員会を検討できればいいなと思っております。とはいえ、まだ制度がどうなるかというふうなことに关しては、皆既の中にあると言いますか、闇の中にあるという状況でもありますので、実態を踏まえて皆様のご意見をいただきながら、宮城県らしい中山間地域の振興を一緒になって作り上げると言いますか、議論していければいいなというふうに思いますので、ひとつご協力の程、お願い致したいと思ひます。よろしくお願い致します。

司会：大泉委員長、どうもありがとうございました。続いて本委員会の開催趣旨等ですけれども、新委員の千葉専門委員には、専門委員就任時に説明済でございまして、時間の関係上、資料の配付のみとさせていただきますので承願います。

それでは議事に移ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。不足している資料がありましたら申し出下さい。資料の次第の綴りが1つござひます。これには今回の全員の出席者名簿と専門委員。あと委員のメンバーの一覧表と、今回の農村施策検討委員会の条例関係。あとは、要領関係ですか。この辺を付けておきましたので、参考に後で見いただければと思ひます。あと資料1として、農地・水・環境保全向上対策の綴りになっています。あと資料の2としまして、中山間地域等直接支交付金事業について、これが資料になります。次に資料3としまして、中山間地域等農村活性化事業関係の資料になります。あと参考資料として、白い白黒のコピーの参考資料と、あともう1つカラーで生きものと共生できる農業を目指してという資料になっております。もし不足していれば申し出いただければと思ひます。よろしいでしょうか。尚、今回の会議の記録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますが、担当の者がマイクを渡すと思ひますので、そういうことでマイクを使用いただければと思ひます。それではここから、大泉委員長に議事の進行をお願い致します。

大泉：それでは議事を進めて参りたいと思ひます。まずはじめにですが、当委員会の条例第5条の2というのがあるのですが、委員の半数以上が出席していますので、成立ということでござひます。更に先程もお話がありましたが、県の情報公開条例に基づきまして、公開ですのでその点、予めご了解をお願いしたいと思います。それでは早速、議事に入ります。議事の1、2、3とありますが、およそ時間配分をみますと、30分くらいずつ進めるといいのかなというふうに思っております。前は最後のほうで随分議論が出てきたのですが、皆様方には充分にご意見が、この場では述べられなかったということもなかった否に思ひますので、今回は大体30分くらいずつを時間配分しますので、その時間を有効に使って、是非、活発なご意見をお願いをしたいと思ひます。それではまず議事の1、農地・水・環境保全対

策事業について、事務局からご説明をお願い致します。よろしくお願い致します。

紺野：議事1の農地・水・環境保全向上対策事業を説明させていただきます。農村振興課の紺野でございます。よろしくお願い致します。お手元の資料に綴られていると思うのですが、こちらの資料1というこのページで、こちらの議事進行に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目としまして、平成21年度取組状況についてということで、1、平成21年度の取組面積等ということで、共同活動のほうが活動組織数が517。それから協定面積が43,946ヘクタール。現在実績見込みでございます。営農活動のほうが活動組織数が122。協定面積5,816ヘクタールということで、各々関連の内訳が記載されてございます。2 としまして、平成21年度支援交付額ということで、こちらも現在の見込み額でございます。支援交付金の総額が、共同活動のほうが1,241,753,360円。営農活動のほうが355,912,800円ということになります。以下は各々の国費、県費、市町村の負担割合ということでございます。3 としまして、各種イベントの開催状況ということで、昨年12月22日の第2回目の検討委員会でもご説明をしたところなんですけど、新たにイベントが追加になっているということがございますので、再度説明をさせていただきますと、上から6月18日の生き物調査。7月14日の農政局と活動組織の意見交換会。7月24日の農業水利施設簡易補修研修会。それから8月4日の第1回県民交流ツアー。8月27日、28日に第2回生きもの調査研修。ここからが今回初めてご説明するものでありますけど、11月8日の第2回県民交流ツアー。こちらは登米市中田町の浅水というところに、県のほうでツアーということで企画しまして、仙台市民の方、周辺の方を連れて収穫体験ということになっておりまして、2ページのほうがそちらの記事、抜粋でございます。それから翌1月16日土曜日に、みやぎの農村環境シンポジウムイズミティー21ということで、お陰様で710名の参加をえまして、シンポジウムを開催して、活動等の情報発信をさせていただいたということになってございます。こちらは3ページ目のほうに記事を記載してございます。

続きまして中間評価書（素案）ということで4ページでございます。5ページ目、見開きを開いていただきまして、こちらの農地・水・環境保全向上対策都道府県中間評価書（素案）というのですが、第2回の検討委員会の際に、国のほうが示しています様式がこういう様式ですということで、お示ししておりますが、それに対して昨年のアンケート等を取り混ぜて、数値も含めて記述したのがこちらで、あくまで素案ということになってございます。概略を説明させていただきます。上から交付金の交付状況の点検ということで、先程も説明しましたけれども、23市町村に各々517組織、営農のほうは122組織ということで、1市町あたり平均しますと22.4組織共同。それから営農のほうは24.4組織ぐらい存在しますということです。取組面積につきまして、農振農用地面積に対する取組面積が、40,610ヘクタール。下にいきまして、協定の農地面積ということで、43,946ヘクタールと先程説明しました実活動面積でございます。そこから下にいきまして、1活動組織の協定農用地面積というのが、各々517もしくは122ありますので、数値としまして、共同85ヘクタールと営農76.03ヘクタールぐらいというような活動組織の実態になってございます。面積規模別の活動組織数ということですが、一応、共同のほうを主体に説明をさせていただきますと、ゼロから20ヘクタール。それから20から50ヘクタール。50から100ヘクタールですね。100から200ヘクタールと200ヘクタール以上ということで、その中に該当する活動組織数を各々書いてございます。20から200ヘクタールまでの間に、468組織程ございますので、517組織分の468組織でございますので、9割方がこちらのほうの面積のカテゴリーに該当しているという活動組織の実態でございます。交付金額につきましては、交付額が活動組織、共同活動支援交付金としまして、12.41億円。それから営農活動支援交付金としまして、3.30億円で合わせまして15.71億円というような

形になってございます。1市町村当たりの交付額につきましては、共同0.68億円。それから営農0.66億円ですから、約7,000万円というような形になってございます。使途別割合ということで、どのような活動の品目に重点的に予算が配置されているかという話を、前回の検討委員会でもお話をさせていただいたところですが、参考としてまして平成21年度の実績がまだ出てきておりませんので、今回の検討委員会までには実績を伴ってご説明を致しますが、日当としまして51.7%の支出。それから購入とかりース費、こちらが28.8%。委託費として6.4%。その他が12%。積立とか次年度繰越なんですけど1.1%という支出品目の割合になってございます。平成20年度、19年の実績の使途の割合の比較表は、先程、配布資料のほうにありました参考資料のほうに、比較表も含めて添付してございます。若干、どのような変動が年度ごとにあったかということで、数値を取りまとめたのですが大きな移動、活動市町村ごとに変動している部分が、それほど大きくはございませんでした。ですから20年の実績ベースで皆さん活動の予算を立てられているという判断をこちらのほうでしております。

6ページでございます。活動組織の取組の評価ということでございます。そこで1番としまして、基礎部分の活動。いわゆる草刈りとかそういった活動になるわけなんですけれども、地区別面積の99%が水田でございます。県の地勢を反映していますので、残り1%が共同活動の中の畑のエリアということで、大部分がほとんど水田だという地域特性でございます。2としまして誘導部分ということで、異常気象後の点検ですね。水路とか道路。そういったものと施設の補修が約50%で大半でございます。その他、水利施設としまして、水路ゲート等の補修が主たる内容になってございます。3としまして誘導部分。こちらは農村環境向上活動と呼んでおりますが、啓発・普及活動が45%、実践活動が38%ということで、内容的には実践活動のほうは生態系保全ということで、生きもの調査、景観の配慮、植栽が多く取り組まれているということでございます。4としまして、営農活動支援ということで、こちらの部分は門間さんのほうからお願い致します。

門間：農産園芸環境課の門間と申します。よろしくお願ひ致します。引き続き営農活動支援についてご説明致します。(1)と致しまして、活動組織数ということですが、営農の場合は1つの組織に複数の区域を設けることが出来るので、()書きで区域数を示しておりますけれども、19年から20年にかけて、97組織102の区域が、122の組織128に増えていますが、21年度まではそのままの数で推移しております。1つ飛ばしまして先進的な取組ということで、いわゆる農薬とか化学肥料を5割以上低減して栽培しますという取り組みについての説明ですが、こちらにつきましては、面積ベースあるいは取組者数ベースで見ましても、95%以上が水稲によるものということで、本県の農業生産構造を反映した形になってございますけれども、①と致しまして取組面積につきましては、県計と致しまして平成19年度の4,124ヘクタール。20年度は5,364ヘクタール。21年度は5,554ヘクタールということになっております。19年度から20年度にかけて、組織数が増加している関係がございまして、この1区域あたりで見ますと、括弧書きに書いてありますが、40.4ヘクタール、41.9ヘクタール、43.4ヘクタールということで、1区域あたりにしましても増加しているということです。このような増加傾向は、②の取組者数につきましても、同様のことが言えまして、着実にこの対策が組織の中で浸透しているというような様子が伺えるかと思ひます。以上です。

事務局：続きまして都道府県別の独自の評価ということで、(2)にも書いてあるところでございます。今回、この評価の為に19年、20年度の活動実績に伴うアンケートをとってございまして、今回21年度のアンケート結果では、共同部分では517組織のうち412組織から回答を得ております。その内容がこちら

になります。共同活動としまして、平成20年度のアンケートと同じ内容ということで、抜粋になっておりますが、活動組織によって地域資源が保全されているかというようなものに対しては、前年より11%意識的に変化がありまして、保全されているということでございます。集落営農へ移行又は担い手の育成のために共同活動は必要かということで、こちらも前年度より12ポイント程増加しております。近隣の活動していない集落からの参加意向ということで、個別の設問はこちらのほうは、当該活動組織の代表者が、近隣の代表者と思われる方から、活動していないところから羨望のまなざしというか、次期対策に加入したいというようなことの部分のお声がけなり、そういった意見をいただいたというのが11%増でございました。続きまして広報活動でございますが、広報誌の発行等を含めた情報の提供を進めているということで、15%増加しております。

平成21年度のアンケートに準じた追加内容ということで、今年、国のほうが同じく施策評価、中間評価をもとにする為の、国のほうのアンケートの項目を抽出で追加しております。それにならった内容をこちらのほうに昨年のアンケートに追加して、項目を追加しまして調査したのがこちらでございます。開水路の長寿命化に関する活動を行った割合ということで、約半分以上が行ったということで、対策以前より43%増加。農道に関する同じ内容ですけれども、半分以上が66%で対策以前より52%増加。こちらのほうは地域資源の保全のほうの内容になります。耕作放棄地発生防止にある程度以上役立っているかということで52%。これは前後対比がございません。

次のページ、7ページでございます。こちらが地域コミュニティということで、寄り合いとかイベントの回数になりますが、寄り合いの回数が増えた。年間行事やイベントの開催回数が各々増えているということで、総数も増えております。イベントのうち都市や地域内交流活動の回数も121%程増加というような内容が、特質されるものということになります。あと県の特徴ある活動ということで、優良事例として景観配慮作物の菜の花を植栽して、菜種油を抽出しているというような活動がございますので、そちらのほうも参考資料のほうに活動の概要を、菜の花プロジェクトを付けてございます。その他に栗原のほうで、活動の中から生まれた地域ブランドということで、めだかっこ米というようなものも活動の延長線上で生まれているということ、地域の特徴というふうに捉えております。

事務局：続きまして営農活動についてご説明致します。営農活動につきましては、上から白丸4つが、活動組織に対するアンケート調査結果を取りまとめたものでございます。アンケート結果につきましては、30ページから42ページまで記載してございますけれども、設問が約20問ございまして、122の組織に対しまして89の組織から回答がありまして、79%の回収率でございました。7ページのほうをご説明致しますけれども、営農活動支援に取り組んだことによる活動組織の意識変化ということで、環境にやさしい農業に対する農業者意識が高まったということで、72%の組織が回答しております。続きまして対策前後の先進的取組面積、いわゆる農薬や化学肥料を5割以上低減しますという取組面積が、回答のあった組織の分をまとめたという結果でございますけれども、1組織あたり39ヘクタールから、取組も現在では49.6ヘクタールということで、まとめますと10ヘクタール程の増加が見られているということでございます。それから3つ目でございますけれども、地域内外で生産されるたい肥の施用量につきましては、増加したというような結果が73%ありまして、地域内あるいは隣接地域も含めまして、いわゆる耕種と畜種の連携が進んでいる状況が伺えます。続きまして4つ目と致しまして、環境にやさしい農業やその他、生産物への地域住民の関心が高まったということで、69%の組織が回答してございます。今、お話をしたい肥の施用と周辺住民への関心が高まっていることにつきましては、後段ご説明致しますけれども、国の要件とは別に、県の要件を設定しまして、それを実行して下さいということで、

活動組織のほうへお願いしていたわけですが、そのような結果が反映された形になってございます。それと白丸の2つ目と致しまして、先進的な取り組みがまとまったことによりまして、環境にやさしい農産物として販売しやすくなったというふうに答えている組織が、47組織程ございます。

続きまして、営農活動支援の取組前後で、先進的取組農産物を差別化して販売している組織数が増加しております。続きまして先進的取組農産物で、対策の前後で慣行栽培農産物よりも高く販売しているものがあると答えた組織数が、14組織程増加してございます。以上がアンケートの取りまとめた結果から抽出した内容でございますけれども、続きまして白丸でございますけれども、先程も少しお話をしましたが、県としてより高度な取り組みを実施する活動組織を育成するために、県独自の要件を設定致しまして、是非それを実行して下さいということでお願いをして参りましたけれども、県内128の全活動区域で、下の黒丸にございます取り組みを全て実施していただいている状況でございます。1つが成分の明確になっているたい肥等の施用して下さいということで、こちらは活動組織の中の、各組織で販売農家の方の8割以上が実施していることでございます。たい肥、あるいは肥料等を施用する場合に、ある基準を作って下さいということでお願いをしているのですが、これにつきましても各組織、各区域に、これは設定済ということでございます。それから生き物調査、あるいは水質調査を実施して下さいということで、この取り組みは全ての活動区域で実行されております。それから水稲に限ってですが、例えば代掻きの時に、濁水が水路のほうに流れるということがございます。それを防止する為の対策と致しまして、例えば浅水代掻きということで、水をあまり水田にはらずに代掻きをするような技術がございますけれども、それを実行して下さいということでお願いしてはいたしましたが、こちら各区域の販売農家の方の8割以上が、それぞれ実行している状況でございます。最後に周辺住民への定期的な取組報告会の実施して下さいということでお願いをしてはいたしましたが、こちらについても、毎年度定期的に取り組みの公開をされているということで、地域住民の方にも、この農地・水の取り組み状況が十分に伝わっている状況になってございます。最後に別添の資料と致しまして、未定稿ということで、生きものと共生できる農業を目指してという資料をお付けしていたかと思っておりますけれども、こちらにつきましましては、今、お話をしました県要件として、生きもの調査を実施して下さいという経過の中で、県と地域協議会のほうで、生きもの調査研修ということで平成19年度から、毎年活動組織に対して調査方法等の研修会を開催してきたわけなんですけれども、その中で今年度、平成21年度は、今迄平成19年度、20年は、いろいろな生きものを調査していきましょうということで、研修を行ってきたわけなんですけれども、平成21年度は県全体である特定した生きものを調査して、環境負荷低減効果が生きものにどういった影響を与えるのかということ調べてみましょうというようなご提案から、その種をアカトンボということに限定しまして、今年度調査研修を実施しております。それでこちらの7ページのほうに記載してございますけれども、122の活動組織128区域に調査をお願いしたところ、78区域の122ほ場で調査をしていただけることになりまして、その成果が先程お話をしました、生きものと共生できる農業を目指してということでございます。その調査結果につきましてはの報告書ということでまとめさせていただいたものでございまして、まだこちらは印刷物としては出来上がっていないのですが、後ほど、出来上がり次第、活動組織をあるいは関係団体等にお配りしたいというふうに思っておりますけれども、この中で表紙も含めまして3枚目の裏側に、アカトンボの抜け殻調査結果と考察ということが載せてございますが、アカトンボというのは水田に産卵致しまして、水田でヤゴになって、それでトンボになるというような生態ということでございますけれども、そのような生態の中で、宮城県の営農活動を実施しているほ場では、一体どれ位のトンボが発生して、いつの時期に多く発生して、どのような種が発生しているのか。あるいはどういったことがほ場によって、多い少ないと

いうことに影響しているのかというのを、NPO法人の田んぼというところに協力をお願いしまして調べた結果でございます。簡単にご説明しますけれども、図1のほうで、トンボの発生した田んぼの割合ということで、全122筆の内、51筆のほ場で発生しましたという結果になりました。それで次のほうでアカトンボの発生状況ということなんですが、こちらにつきましては6月の下旬から7月上旬に発生のピークを迎えるということがわかりました。年によって天候等の左右があって、増え幅というのはあるかと思えますけれども、今年度調査した結果は、このような結果ということになりました。次のページで図3ということで、アカトンボの種類。一概にアカトンボという何種類かいるということなんですが、宮城県で言いますと、122ほ場を調査した結果、アキアカネ、ナツアカネ、ノシメトンボというトンボの種を合わせまして、9割以上を占めるということもわかりました。それから最後に図4と致しまして、1年限りの調査なので、まだ確定したことは言えないのですが、全ての122ほ場で環境保全型農業ということで取り組まれている中で、実はほ場によりまして、アカトンボが発生したほ場と発生しないほ場があったことの影響が、どういった点にあるのかというをいろいろ調べた結果、実はある種の農薬が影響しているのではないかというような仮説の結果が得られたということで、そちらに記載してございます。尚、こちらの調査は1年限りの調査でございますし、年によって天候に左右されるということもありますので、1年度以降も是非継続して調査をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

事務局：それでは7ページのほうに戻っていただきまして、県としての考察（案）でございますけれども、今説明した内容をふまえて、事業の成果として地域資源の保全。それから地域コミュニティーの醸成。それと環境保全型農業の推進が図られているものと評価されるという件を、こちらのほうに記述させていただいております。後ろの下の段なんですけれども、指定様式に従えば、本対策に係る課題等ということで、都道府県の第三者委員会で議論された本対策の課題等を記載して下さいという内容になるわけなんですけど、この3項目以外にもあったわけなんですけども、耕作放棄地対策として、地域振興の為に言ったほうがよろしいのですが、作付作物の商品化等を視野に入れて展開を図るべきとか、景観作物の植栽には、在来種を優先的に選ぶべきと、基礎活動を主体としている組織のボトムアップを図るべきではないかというような概略、ご意見をいただいたということで、記述をさせていただいております。8ページ以降のアンケート調査結果を、先程説明した内容を補足する資料になってございます。20年度、21年度の対比。それは19年度実績、20年度実績というふうに、よみかえていただいた、意識もしくは定量的な評価の資料になってございますので、あとで見ていただきたいと思えます。

続きまして44ページ。体制整備構想についてということでご説明を致します。45ページのほうに、体制整備構想（案）の提出状況一覧表ということで、2月26日現在で23市町村全て517組織において、前回の説明会でもお話をしました体制整備構想について提出済みでございます。46ページのほうに、その内容を抜粋してございます。こちらのほうは活動組織の年齢構成ということで、農業者、自治会、親睦会ということで、65歳以上の割合がこのケースでは60%でした。10年後に当然75歳以上になって、リタイアするわけなんですけれども、そういった場合に活動が積極的に出来なくなるという背景があります。そうしますと、後継者を育成しなければならぬというような話し合いが行われていたというような内容になってございまして、その個別具体の様式が47ページ以降になってございます。

続きまして52ページのほうをお開き下さい。平成22年度予算についてということで、53ページのほうに一覧表が添付してございます。こちらは23市町村における共同活動の予算、内示額の一覧表でございます。3月10日現在ということで、先程来、説明しております1,240,000,000円程のお金で、国負担、

県負担、市町負担ということで、下の合計欄を見ていただいて、市町村割合ということになってございます。内容について農地・水のほうからは以上でございます。

大泉：只今、事務局から説明がありました案件につきまして、皆様から質問、ご意見、助言、提案を言っていただきたいのですが、これをまず理解するまで大変かもしれないですね。一気に膨大な情報が今、どんと流れ込んでいますので、それをひとつひとつかみ砕いてご理解をいただくまでに時間がかかるかもしれません。どこからでも結構ですし、ちょっと時間をおいても結構ですので、いかがでしょうか。これはつまらない質問で恐縮なんですけれども、市町村当たりの面積が出ていますが、もともとの各市町村における田畑の賦存量で割るとどのぐらいになるかというのは、数字としては出ていますか。

事務局：ございます。7月の第1回の折りにも、市町村ごとの農用地に対する活動のカバー率というようなお話がございまして、その際にも市町村割で全部割返しますと、4割近くのカバー率ですという回答をしまして、それがいわゆる残りの6割分が、活動に参加しなかった、もしくは参加出来なかった集落がございまして、先程、周りからどう見られていますかという話になるわけなんです、そういう実態で、データとしてはこちらのほうで持っております。

大泉：これはその比率は、要因は何が一番影響するのでしょうか。これはちょっと難しいですか。首長さん達の姿勢というのはどうですか。

事務局：勿論、35市町村の内、23市町しか加盟しておりませんので、19年度の当初にその辺のすみ分けが市町村ごとにまずあったということです。それから私も聞くおよぶところだと、やはり最初にこういった新制度が出来ますと、うちは乗っていくかという集落内での話し合いが当然行われるわけなんです。その際に、より積極的に今回は乗ったほうがいいでしょうという前向きな所は乗って、今に至っているのですが、何回も申しますけれども宮城県の場合は、新規の取り込みを図っておりませんので、今になってみると、やはりやっていたほうが良かったんだよねというような背景の意識が出てきたんだろうというふうに思われます。自分で参加・不参加を選択したところもあったかと思えます。

大泉：当初は事務局がどこがもつとか、大変だよとか、そういう話もありましたけれどもね。ご意見はいかがですか。

田村：ご説明ありがとうございました。ご提示いただいた素案について、特に意見ということではないのですが、これはこれでいいと思います。ひとつ、今後のアンケート結果等の見方について、提案したいと思います。この農地・水の事業制度が、環境保全向上対策という名称から、どうしても何々が増えたとか、こういった部分が活発になったというような方向に評価されがちですが、この対策の見方として、もうひとつ大切なのが、これまでの水準を維持出来たということも、やっぱり重要な視点になると思います。多くの地区はいろいろな事情で活動、あるいはイベントが閉塞的状況に入っている中で、この対策が入ったことによって、今迄のレベルが落ちることなく維持出来たという部分が、非常に大きな効果だと思います。そういった意味で言うと、例えば27ページの寄り合いの回数というのがあります。これは平均的に見ると、対策が入る前と以後で、単純に3倍程度の大きさになっているということがあるので、多分これを過去のものとは比べた時に、回数が低いものは大幅に増えたというところ

もあれば、今迄活発にやっていたところが、やはりそれを維持出来たというところもあると思うんです。ですから高位安定のまま出来たというところもあると思いますので、もし今後、こういった調査をする時には、そこら辺も見えるような形でやると、地域コミュニティは醸成されというところの内容がよく見えてくるのかなというふうに私は思います。以上です。

大泉：ありがとうございました。それに対するコメントはございますか。

事務局：今、田村先生のほうからのご指摘のお話がなんですが、21ページのほうなんですが、一応、参考データとしまして、今回、追加設問したところの8のところなんですけれども、生態系について次のうちどれに該当すると思いますかということで、いわゆる対策以前と対策後の主観的な周辺環境に対する解釈ですね。こういった5つの回答をもとに選択をさせていただいておりまして、変動ということで表現をさせていただいたのですが、今、おっしゃられるように、定量的に生きもの調査とか、自然に接するような環境学習の機会が増えたとか、そういった評価事項を今後検討をして、追加していきたいというふうに思います。

大泉：ありがとうございます。さっき、めだか米というのがありましたね。あれはどこですか。

事務局：栗原の旧志波姫町です。

大泉：めだかが本当に生きていますよね。

事務局：私も不勉強だったのですが、こちらは昔から、餅にめだかをまぶして食べる食文化がありまして、在来種を食用に池で飼っていた方がいて、いわゆる遺伝子交配しないような形で、そこにいたものを増やして、環境教育とタイアップして、地域ブランドとして登録商標までとったというケースです。

大泉：この事業は渡りに舟だったんですね。

西山委員：様式上のことなのですが、ここに書いていること自体は非常に成果が出て良かったと思うのですが、これを受けて県としては何をしたかというのはどこかあるのでしょうか。これで支援していったとか。要は先程のめだか米ですか。これにしても良い成果だと思うのですが、それを続けていくということが大事で、これが終わったら、組織自体が崩壊するということになってしまうので、県としてはどういった、例えばホームページとかで皆さんに知らせて、支えていったとか、そういうところの記述はいらないのですか。

事務局：県としましても、活動組織の活動の中から生まれたブランドということで、活動組織が登録商標をとった。活動組織も積極的にPR活動をしているのですが、うちは東北農政局のほうの、消費者展示コーナーというところに、活動から生まれた特産品というような関係で、展示をさせていただいたり、その辺のPRをことあるごとに県民交流ツアーということで、仙台市の方をそちらに招くとか、交流を推進するとか、そういった形の活動はしていきたいというふうに思っています。

西山委員：そうするとこの様式上は、県さんのかいた汗というのは書かなくてよいのですか。

事務局：この様式がすごく単純な様式で、優良事例について書き込んで下さいというひな形的なページだったものでこのような表現としています。委員のご指摘の通り、その辺のプロセスも含めて記述できればと思います。検討致します。

大泉：ありがとうございます。農地・水・環境保全向上対策事業で、宮城県の特徴ある推進手法とか、あるいは結果だとか、そういうのが出るという話なんでしょうね。こういう会議をやると、やはり特徴があるもの作って下さいと言いがちだから。やはり水田は結構ある県ですから、そういう意味では環境保全米なんかもやっているし、環境と水田というのを結びつけて、ひとつのイメージとしてアピール出来るようになるというんでしょうね。膨大な情報が入っているので、どこからとればいいのかというのがありますが、この農地・水・環境保全向上対策事業に関しましては、以上で議論をいただいたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次が、また1つ重要な件でございますが、中山間地域等直接支払について、事務局から説明をお願い出来ればというふうに思います。お願いします。

白瀬：農村振興課の白瀬でございます。それでは中山間地域等直接支払交付金事業の内容について説明を致します。項目としまして、今回4つ程提示しております。1つ目が平成21年度を取組状況。それから2つ目が、第3期対策の概要についてということで、国の資料になります。それから3つ目に、第3期対策についてということで、宮城県で今回アンケートを実施しております。その結果を出しております。それから平成22年度予算ということで、この4つでご説明致します。

まず1ページ目の平成21年度を取組状況なんですけれども、これは前回の委員会でも提示しているものでございまして、内容的には変わってはおりません。実施市町村は現在13市町村になります。協定数については、集落協定が246協定。個別協定が7協定。合計253協定でございます。それから面積が集落協定が2,088ヘクタール。それから個別協定が94ヘクタール。合計が2,182ヘクタールになっております。地目別には、ほぼ大体水田が大きく90%程占めております。交付額については287,000,000円程で実施しております。

2ページのほうに新たに追加したものを載せております。例えば県でどういうふうな活動をしたのかということで、今年度の状況を記載しております。(1)番で、実際に活動をしている協定の方を対象とした支援研修会というものを毎年開いています。これを今年も開催致しました。11月16日に仙台市の広瀬文化センターに330人程が参加を致しまして、宮城大学の宮原教授に基調講演をお願い致しまして、地域資源の活用方法について講演をしていただきました。それから事例報告とか、そういったものも合わせて行いました。それから(2)番で制度に関する懇話会の開催と意向調査の実施ということで、これも7月から8月にかけて、第2期対策で、今年が最終年ということで、今迄活動を5年間やってきて、どうでしたか。これからも3期対策に向けてやりますかというような、意向調査的なものと、それから実際に協定の方と懇話会を開催しまして、意見交換をしております。それから3番目は担当者会議ということで、それについては省略致します。それから4番目ですけれども、市町村等の担当者会議ということで、これについては国の3期対策の制度的な内容がある程度出てきましたので、そこで第3期対策のスケジュール。それから各協定の取組アンケートの実施等に関する会議を2月17日に行いました。それから5番目については、制度の公表ということで、これについては詳細を省略致します。

3 ページに国のほうから出されました、第3期対策の資料について添付しております。これについては今年の1月26日に、農林水産省のほうで東北ブロックの説明会ということで実施されまして、その時に配付された資料の抜粋でございます。主な変更点としまして、(1)番。現行体制整備単価（ステップアップ型）の選択要件の見直しということで、10割単価をもらうのにいろいろな要件がございますけれども、それらの若干の見直しがされております。それから(2)番としまして、集団的かつ持続可能な体制整備単価（集団的サポート型）の新設ということで、C要件という名前が付けられておりますけれども、これが今回、新たに国のほうで提示して入ってきたものでございます。これは協定の中でみんなで農地を守っていこうという取り決めをしまして、誰かが亡くなった時には、その分を別な人が耕作をしていく、そういった取り決めを事前にする。それによって10割単価が貰えますというものでございます。それから2番については、小規模・高齢化集落の協定農用地の取り込みの促進ということで、小さい集落19戸以下で、高齢化率が50%以上の集落になりますけれども、そういった集落を取り込むことによって、別に加算措置をしましょうというものができております。それから次の4ページのほうにいきまして、もうひとつ新しく出てきたものが、3番目にありますけれども、1ヘクタール以上の団地要件の見直しということで、現在の団地の面的なくくりとしては、最低1ヘクタール以上なければだめですよというようなものが大きくございます。それを取っ払って、例えば沢地のもう少し上のほうにもあるのだけれどもというようなものも、1ヘクタール要件を取っ払って入れられるようにするというような考え方のものでございます。大きくはこれが国のほうの新たな取り組みの変更点になります。5ページのほうにありますのが、現行の2期対策の交付の要件でございます。ちょっと細かくいろいろ要件がございますけれども、これらの要件を自分達で選択して、今、実施しているわけなんです、6ページのほうに新たな来年度以降の新たな対策の交付要件が載せております。ここで6ページの赤でくくっている部分。ステップアップ型がありまして、それからAとBの2つに分かれます。Aのほうに協定農用地の拡大。それから、農業生産条件の強化。例えば簡易的なほ場整備をしたり、そういったものを行えば、ひとつの要件の達成になる。それから後、多様な担い手の確保ということで、棚田等のオーナー制度や、市民農園。これらの耕作する農用地をある一定規模以上、5%以上の規模で運営しているようなことも要件になります。それから一番下のほうに、集団的サポート型ということで、新要件ということで先程説明致しましたが、集団的かつ持続可能な体制整備、集団的サポート型というものが、これを選べば10割単価をいただけるということになってございます。これが国のほうの、新聞等でも最近出ましたけれども、制度の見直しの概要は以上でございます。これらを踏まえまして、今、実際に取り組んでおられる方々が、どういうふうにこれらをもとに来年度以降につなげていくのかというふうな形で、7ページのほうに第3期対策についてということで、県で独自にアンケート調査を実施致しました。7ページのほうに1番に書いてございますけれども、アンケートの概要ということで、国のほうの制度の見直し内容がある程度出てきましたので、今年の2月から3月にかけて、アンケートを実際に取り組んでおられる方々を対象に実施しました。実施の方法としては、(2)で書いておりますけれども、市町村を通じまして、各協定に制度見直し内容を説明して、協定としての今後の取組方向について確認をしたものです。(3)番でアンケートの内容ですけれども、先程も説明しましたように、大きく変わったものもありますので、今後はどういうふうにするのかというような形で意見を聞いております。

アンケートの結果ということで、2番に書いております。現況の協定数は集落協定が246協定。個別が7協定。合計253協定でございます。交付面積が2,182ヘクタール。まだアンケートの回答が全て集まっておりませんので、暫定集計ということでこの表に入れております。現在集まったものが、トータルで251協定。約99%程集まっております。2つ程、まだ集まっていないという状況でございます。結果と

しまして、アンケートの項目のほうに書いておりますけれども、①番、継続の意思確認ということで、継続するという回答が、231協定、92%程でございます。取り組まない。第3期対策に継続しないという協定が、20協定、8%程になりました。②番の協定農用地の追加要望。先程、1ヘクタール要件が今回なくなるという形で、今迄入れなかったところとか、そういったものが入れるという形になりますので、それがどのぐらいになりますかというふうな形で聞いております。その結果としまして、水田が79.6ヘクタール。それから畑が4.5ヘクタール。草地在18.7ヘクタール。合計で105.1ヘクタールという形で出てきております。現在、取り組んでいる面積からすると、トータルとして約5%位の増加になるだろうということでございます。3番目に交付単価の選択という形で載せております。これについては、今回のサポート型というのが大きなテーマになるのですけれども、これについては集落協定を対象にした要件でございまして、今回は個別協定を回答のところからは除いております。イとしまして、基礎的活動を維持します。現在8割でもらっている方が、そのまま活動規模を8割で、先程のサポート型とか選ばないで、同じような活動をしますよというものが92協定でございます。それからロとしまして、集団サポート型の欄で、8割から10割単価へアップしていきますよというものが、57協定程ございます。それからハとしまして、体制整備の維持。今は10割単価をもらっている所が、そのまま10割単価でいきますよ。これが64協定で、これは大分多い形になります。それからニとしまして、体制整備から基礎的活動への移行ということで、逆に今の高いレベルで活動しているのだけれども、ちょっと次は8割。基礎的な活動に落としてというのが、12協定という結果となっております。

次のページに(2)として継続して取り組まないと回答した協定の理由についてまとめています。ここで20協定が取り組まないというふうに回答してきているわけなんですけど、その理由として、こちらのほうで大きくは4つ程、アンケートの中に項目を設定しまして、それに丸を複数回答可で書いていただきました。その結果、①の資料作成や事務処理が大変ということで、これが20協定のうちの12協定、57%程です。それから取りまとめ役が不在。20協定のうち5協定。それから協定参加者の高齢化により活動が困難。20のうち15協定。それから後継者等の共同活動への参加者が減ということで、これが20の内10協定というような形になっておりました。それから(3)番目に、もうひとつ分析として、継続して取り組まない協定の分類という形で、取り組まないという協定はどこに分類として属しているのかというものをまとめてみました。ここで地域区分というのがありますのですけれども、通常地域と特認地域ということで、通常地域というのは、法律によって、例えば過疎地とか、それから離島とか、山村振興とか、そういったものに指定されている地域です。それから特認地域というのは、それらは指定されていないのですけれども、県で独自に特認というものを設けてまして、それに該当しているところ、簡単に言えば、平場に近いほうになりますけれども、その地域という形で分類しております。そこで基礎単価、それから体制整備単価で区分を分けてみました。そうしますと、通常地域の基礎単価が144協定あるのですが、その内、13協定が取り組まない。9%程になってございます。それから通常地域の体制整備単価。10割単価ですけれども、70協定の内の6協定。これも同じように9%程になります。小計としまして214協定の内の19協定が通常地域で取り組まない。9%でございます。それから特認地域。より平場に近いところになりますけれども、これが基礎単価が18協定の内1つだけ。6%です。体制整備単価。10割単価を選んでいるところなんですけれども、13の内0という形で、特認地域としては、31の内1協定ということで、3%になっております。若干、特認地域よりも通常地域の地域のほうが、取り組まないと回答した割合が多かったという形になるかと思えます。それから3番目に、今回のアンケートによる3期対策。来年度からの3期対策の活動規模の推定をいたしました。先程の面積を追加する。それから単価、取り組みのレベルを変えていくという形を、面積と金額に換算してみました。そうしますと面積のほう

では、現在の2期対策が2,182ヘクタール。これに対してアンケートの結果、3期対策のほうになりますけれども、2,287。ちょっとここは単位がアールと書いていましたが、ヘクタールの間違いです。申し訳ございません。105haの増になります。これが5%増になります。それから金額が287,000,000円が現在の交付額ですが、先程の単価、それから面積が増えることによって金額も増えますので、そうしますと322,000,000円程になります。プラス35,000,000円程。12%程の増になるというふうな成果が出ております。

次に特認基準についてということで(案)についてということでご説明致します。この特認基準というものは、第3期対策を実施するにあたって、先程も地域的なものを説明致しましたけれども、県独自に地域を、通常法律で指定されている地域にプラスをして、県独自に知事が指定して取り組むことが出来るといところでございます。1番、特認基準とはというような形でいれていますが、都道府県知事が定める基準を特認基準と言います。②番で特認基準は、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域としての特認地域と、その地域内で対象農地の要件を緩和する特認基準がございまして。ちょっと複雑で申し訳ないのですが、地域的なものと、対象農地を緩和するとか、そういったものが2つございまして。特認基準は国のガイドラインを基本に設定するようになっております。それから4番ですね。特認地域に設定されている区域の交付金は、国の負担割合が引き下げられています。通常ですと国が半分負担するのですが、特認地域については、国については3分の1に引き下げられております。2番に第2期対策における特認基準の設定状況ということで、現在、行っている対策では、特認基準をどういうふうにしていたのかということでございます。第1期対策及び第2期対策とともに、県の特認基準を設定して実施しております。②番の第2期対策時の県の特認基準の概要ですが、要件の緩和を実施しております。8法地域外。要は法律で指定された通常地域以外に、地理的に接しない農地や、農林統計上の中山間地域に該当していない地域を対象に一部の要件の緩和を図って、エリアの拡大を図ってまいりました。3番目に、来年度からの第3期対策はどうするのかということで、3期対策の特認基準の設定ということで、今回、ご提案を致します。①番としまして、国の特認基準ガイドラインは、第2期対策から内容的には、今のところ変更がない予定だと伝えられております。②番で事前にそれらの情報をもとに、統計データ等を最新のものに更新したところ、農林統計上の中山間地域が見直され、これによる対象地域の増加が大幅に見られました。後ほど説明致しますけれども、そういったことから、現在実施中の特認地域で実施している地域が、全て網羅される見込みです。③番で、それによって今回は国のガイドラインに大きな変更点がない場合は、県の特認基準については国のガイドラインと同じ条件で設定したいと考えております。

10ページに国のガイドラインについて書いております。10ページの表の中に書いてあるのが、国のガイドラインでございます。まだ3期対策のものが国から示されておられませんので、2期対策のものを入れております。1番としまして、対象地域の1番。8法地域内。要は法律で指定されている部分ですね。これの中も緩和は出来るというふうになっております。これについては、2期対策の時もそうですが、過去に県の設定はしておりません。それから2番。8法地域外ということで、これについては、法指定以外のエリアについてのご事情でございます。8法地域外については、a、b、cのいずれかの要件を満たす農地であることということで、県が8法地域に地理的に接する農地。それからbとして農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)。それからcとしまして、既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件をみたすことということで、アが農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上。イがD I Dからの距離が30分以上。ウが人口の減少率が3.5%以上かつ密度が150人未満。いろいろ細かい要件の設定をする条件がガイドラインとして出ております。これらについては、基本的に数字的な緩和をす

る必要はないということで、全てこの辺については、国と同じ考え方でいきたいと考えております。その結果をまとめたものが11ページ、それから12ページのほうになっております。12ページのほうに特認基準の色分けをした図面を載せております。結果としまして、赤く塗ってある部分が、法律によって指定されているエリアになります。それから青で塗っている部分が、赤に地理的に接する農地というふうな形で、激変緩和的な、山を隔てて、すぐもらえなくなるとか、そういったものは避けましょうといったような形の所になります。それから黄色が農林統計上の中山間地域ということで、黄色と青の部分について、これが特認の地域という形になります。資料としましては、13ページに法律によって指定されています通常基準の2期対策と3期対策の比較になります。ちなみに法律で指定されている地域は、大きくは変わっていないのですが、一部、過疎法が今回新しくなりますけれども、その関係で石巻市のところが少し変わってきております。現在、石巻市については、全てのエリアが合併特例との関係で、全部が対象になっておりますけれども、その合併の特例の期限が切れるという形になりまして、旧石巻と旧河南が外れる形になります。

それから14ページのほうがですが、特認基準の前後の対照表でございます。この特認基準のaの接する農地というところは、これについては大きくは変わっておりません。先程の石巻市が変わったということで、そこに接する区域が変わってきている。それからbの農林統計上の中山間地域というものが、これがゴシック体でちょっと太くなっている部分がありますけれども、次期対策というところの欄になりますけれども、これが新たに統計がちょっと変わったという関係で、この部分が太くなっている部分が、新たに増えた部分になります。それからcのアからウの要件を満たす、全て満たす。いろいろな農業従事者割合とか、D I D間の距離とか、そういった所がありましたけれども、現行制度では、2期対策ではc要件で設定していたのですけれども、今回、国のガイドラインでは、気仙沼市の小泉村になります。ただここで減っても、Dの農林統計の中山間地域のところで救われるというふうな形になっておりまして、大きくは変わらないという形になっております。それでは15ページになりますけれども、来年度の予算についてということで、簡単に書いておりますけれども、来年度の予算については、今年度とほぼ同額という形で設定しております。国の制度の見直し、事業仕分けの影響等々など、不透明なところが大分多かったというところで、平成21年度と同額を今回要求しております。以上でございます。

大泉：ありがとうございます。これもいろいろと情報が盛り沢山でございます。この事務局から説明がありました案件について、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。これは特認基準なんですけれども、県で設定していた特認基準をやめるという話になるのですか。国の特認のガイドラインと一致させるということ。

事務局：やめるという形ではなくて、国と同じでも設定としては必要という形になっております。ガイドラインという形でございます。ひとつの見本的なものでございまして、これを国と同じもので県が設定します。2期対策から比べますと、内容的に変更するという形になります。

大泉：内容として変更するというのは、特認基準での設定はするんですか、しないんですか。

事務局：します。

大泉：それは国のガイドラインに基づく特認基準で設定するということですね。

事務局：そうです。

大泉：その場合でも国の負担割合は3分の1ということですか。

事務局：そういうことになります。

大泉：そうするとお金のほうはあまりメリットがないわけですね。変わらないんですね。

事務局：お金は変わらないです。

大泉：わかりました。ということのようであります。いかがでしょうか。

佐々木委員：何か頭がこんがらがっているんですけども、そもそもの質問なんですけど、3期対策に入る場合には、新たに協定を結ぶ地域に新規地区が出てこないのか、どうなのか。現行のままでいくのかというのと、それからこのアンケートの結果ですと、一応、もっと取り組みたいということで、その面積が増える。ここで金額もアンケート回答額だと320,000,000円になる。確かに20協定は取り組みないというご回答のようですけども、これの数字と、予算の数字を見ると、予算は前年度並みということで、この点はどういうふうに考えたらいいか。要するに新たに取り組みたいという協定が増えてきたら、予算を増額していくということになるのでしょうか。

事務局：事務局からお答えしますけれども、まずこれから来年度の第3期対策ということなんですけれども、今、2期対策が終わりです。1期から2期の時に、大体3割ぐらい減っているような事実がございます。それから今回は農地・水もそうなんですけれども、中山間直払は、県が重点事業位置付けておりまして、一般の公共事業ですと大体、県の財政事情から毎年5%ぐらい減になっていますけれども、これについては100%は確保しているという状況でございます。新たな新規地区の話なんですけれども、今回は3期対策ということで、2期の継続という考えでスタートしております。それを一旦たち戻して新たにやりますと、結果、3割ぐらいの追加が出てくる可能性も考えられるわけでございます。そこまでは県の財政事情からもたないという実態でございます。それから予算の関係なんですけれども、今、アンケート結果から、金額を単純に35,000,000円増えるような格好になってますけれども、これは取りやめ協定が20協定出てきていますけれども、現時点では辞めないという前提で単純に計算しているものでございます。それから面積についても105ヘクタール増えているということなんですけれども、辞めるというものを無視して単純に足しているもので、この面積につきましても精度でいえば、低いわけものでございます。そういったものは県の財政事情からいくと、大体良い傾向なんですけれども、かといってこの辞める理由を見ていただければ、高齢化とか、そういったことで辞めている理由が結構ありますので、そのまま単純に辞めるからいいんだという話にはならないんだろうということにはなります。県の財政もありますので、そういったことも踏まえて、これから調整していかなければならないと、歯切れが悪い回答ですけども、そういった状況でございます。

大泉：協定数は増えない。むしろ減るだろう。しかし予算は増えるかもしれない、減るかもしれない。

事務局：このアンケートの集計した予算よりは、ちょっと下がるのではないかと見込んでおります。ただ増やしたいという協定ですね。こちらについては、今、8割単価と10割単価と2種類ありまして、10割単価というのはもともと厳しい内容をクリアーしてやってきたところなんですけれども、今回出された集団サポート型というのは、10割からでも8割からでも、単純にいけるような形になっていまして、その辺の取り扱い、縛りとは言えないですけれども、やはり今まで一生懸命にやってきた10割、こちらを基本に考えてやるべきかなという考えでは今います。

大泉：いかがですか。いろいろありますが、はい、どうぞ、島谷さん。

島谷：私もアンケートについてちょっとお伺いしたいのですが、7ページの表の③の選択のところ、イ、ロ、ハ、ニとありますけれども、その1番のところの取り組まないという理由については、8ページのところで見せていただきました。その③の二のところで、10割から8割に減らしているところが12協定あるということなんですけれども、今の前の質問にも関わるかもしれないのですが、これは段々と衰退に向かってと言いますか、辞めるという方向に向かって減っているのか、減らしたということなのか、あるいは、取り組んでおられる方が何か独自のことをされて、積極的な理由で減らされているのかということをお教えいただきたいと思います。

大泉：いかがですか。

事務局：ここで10割から8割におとしているのが12協定という形で、いろいろなことが考えられるのですが、10割単価を今後選ぶのに、サポート型のものもありましたけれども、今迄のステップアップ型もあります。例えば共同作業とかを選んでやってきたところがあるわけなんですけれども、これが今度3期対策になるにあたっては、今迄、共同作業をやってきたものに、プラスアルファして、もっと高い目標にしないとクリアーできないというふうなものになっております。そういうことで10割単価を維持していくのが、実質的に困難な状況でございます。その裏返しみたいな形でサポート型というのが出てきているわけなんですけれども、ただこれも協定の中で、皆さんが合意しないと出来ないものでございまして、その辺が例えば参加している人数が少なく、比較的皆さん、高齢になっていると、誰か亡くなった時にそれを誰が面倒みるのかと、単純にサポート型にのれない人達も、やはりこの12協定の中にあるのかなという形で見ております。

大泉：よろしいですか。島谷さん。それでは田村さん。

田村：2点程教えていただきたいのですが、ひとつの凄く初歩的なところで恥ずかしいのですが、要件に例えば10%以上の増加とか、20%とか5%以上の増加というふうにあるのですが、増加と言った時の基準はどこになるのですか。

事務局：基準は来年度、4月から始まる時の4月1日が基準になります。

田村：例えば2期対策でやった時に、その2期対策を始めた時から20%増加した。それで3期対策に手

を挙げる時には、そのまた更に20%が要求されるということですか。

事務局：そういうことになります。ですから厳しくなってくるということです。

田村：わかりました。もう1点教えていただきたいのは、3ページの3期対策の小規模・高齢化集落の協定農用地の取り込みの促進と書いてありますけれども、例えば小規模高齢化集落とか、単価などの取り決めはあるのでしょうか。例えば隣の集落でなければいけないとか、ちょっと離れていると駄目とか、そういう取り込むところの基準みたいなのは示されているのでしょうか。

事務局：小規模高齢化については、距離的なものとか、隣でなければ駄目だとか、そういった条件は設定はされない予定です。ですから遠くの集落とか、そういったものも一緒に協定に入っていて、当然お金を貰えるわけです。プラスアルファで入れたことによって、加算措置が貰えるというものになっております。

田村：どうしてそういう質問をしたかという、7ページの3期には取り組まないという予定を表明しているところが20協定あって、その理由を見ると、これは取り組まないではなく、取り組めないんだと思うんです。この取り組めないところを、継続するというところをどのようにケアするのが課題だと考えています。特に回答を求めませんが、もしそういったことが説明会で何か示されていれば、情報提供をいただければと思っております。

大泉：これは具体的に指導していくんですか。

事務局：それで取り組まないというもので、アンケートの中で、理由として一番多いのが、資料作成や事務処理が大変とか、当然、高齢化の話はあるのですが、事務処理とかは相変わらず出てくるわけなんですけれども、こういったもののひとつの解決の方法として、今、宮城県内では七ヶ宿町でやっている方法があります。これは頂いた交付金から、ある一定の割合を拠出するような形で集めまして、そこで事務処理を一元化してやってあげるという形にして、一番大変なところを荷を降ろすような形にしてやっている方法がございまして、そういったものも参考にしながら、今後、皆さんのほうにお伝えしていきたいなと思います。

大泉：それもそうなんですけれども、高齢化によってやれなくなるという話ですよね。去年、僕が行った時に、すず川でも、段々、協定の範囲で広がったよね。そうじゃないと人がいないからねという話がありましたよね。どこかの協定集落が、どこかの協定集落を吸収合併をして広がっていくという話なんだろうと思うのですが、そういうことをプロモーションするとか、どこがやるのか。それはその人達に任せておいていいんだけど、こういう予算が付くんだから、もっと合併したらという話をどんどんやってくるかな。田村先生の話はそういう話なんだろうと思いますけれども。

千葉専門委員：今の関連ですけれども、国は既に高齢化の進行が進んでいるというので、そういった方々が協定から離脱しているということは既に心配されているんですね。それで今回いろいろなステップアップ型とか、あるいは単価の加算とかあるのですが、しかしいくらお金を積まれても、人がい

ないとか、それではやっていけないので、そろそろ2期をやって3期にいくにあたっては、今迄の仕組みを少し変えていく必要があるのかなと。今、大泉先生が言ったように、範囲を広げることひとつなんですけれども、いずれ似たような感じなんだと思うんです。ですからもう1歩進んで、行政をもっと信じていくという方法と、あるいは土地改良区とか農協とか、そういった方々が積極的に入っていきけるような、そういうもう1歩進めたような形にしていけないと、今の枠組みの中だけでは非常に厳しくて、今回は20の組織が取り組まないということになっていきますけれども、この事業が終わった途端に全部終わり。昔に戻るということでは、せっかく投資した効果と言いますか、ちょっと削られるので、やはり折角、税金をかけてフォローしてきたわけなので、出来るだけ長く、それを活性化していくような新しく取り組んでいけると、先細りと言いますか、効果が見えないと思いますが、事業が終わって終わりでは困るかなと思います。

大泉：わかりました。さて徐々に、中山間地の直接支払の課題というのも、2期目が終わると見えてきた感じなんですけれども、要するに担い手がいないと立ちゆかなくなるというのは明確になってきたような気がしますし、耕作放棄地の解消だとかには、直接支払が機能しているということがわかってきたことなんですけど、課題は高齢化する、あるいは過疎化する、そういう中でいかに今のシステムを維持していくのかということになってくるんだらうと思うのですが、そういう意味では第3期対策はどういったらいいんですか。今迄の制度を変えて、もうちょっと持続させる為の時間稼ぎとは言わないけれども、そういう仕組みを作りましたよということなんだらうというふうに思いますけど、これが抜本的な解決になるのかというと、もう一踏ん張りしなければいけない部分があるねという話になるんだらうと思います。

それでそういうことと、今日の議題で宮城県の特認基準なんですけれども、宮城県の特認基準を全国レベルに合わせる。宮城県の特認基準はそれはそのままとして置いておいて、執行は国レベルでの特認基準に合わせてやりましょうという、そういう提案がなされていますが、その点はどうですか。事務局からの話ですと、どっちつかずでも結局は同じ事なので、国の基準に合わせましょうということのようなんですけれども、それでいいですね。それでいいですか。この点に関してはいかがですか。当初の頃、どうしても対象にならない。しかし中山間の支払いに入りたいというところがあって、特認と宮城県であえて設けたという、非常に先進的な基準だったんですが、国のレベルとも一体化が出来るという話になったということなんですけど、もしもよろしければ、これはお認めいただくということでよろしいですか。ありがとうございます。それから中山間地域等直接支払交付金事業、今回の報告、全般にわたってはどうぞございましょうか。これもよろしいですか。ありがとうございました。これも承認をいただいたということで、先程、事務局の説明がありました通りに、進めさせていただくことに致したいと思います。それでは時間も大分押しているようですけども、3番目があまり時間がなくなってしまいました。中山間地域等農村活性化事業についてということでございます。また事務局からご説明をお願い致します。

事務局：資料の3番目になります。中山間地域等農村活性化事業ということでご説明致します。今回は資料の目次にもありますけれども、今年度の取り組みの事例発表ということでひとつ考えております。それからあと、来年度の予算についてという形でございます。

この事例発表については、昨年の委員会でもご説明しましたけれども、住民活動の支援と、地域の自主性を引き出す取り組みの推進ということで、県が直接的に地域の中に入って行って、しかもNPOさ

んとか、そういったところと共同で取り組んでやっていきましょう。ひとつのきっかけを地域のほうにつかんでいただいて、その波及効果を出していこうという形で、今回初めて川崎町の前川地域で実施しましたので、発表をしたいと思います。

澤畑：大河原振興事務所の澤畑と言います。今年度、住民活動支援協定という形で、うちの事務所で担当させていただきましたので、私のほうからパワーポイントのほうで説明させていただきます。また本日の資料3番目の21年度の概要版を簡単にまとめたという資料という形として、添付させていただきますので、よろしくお願いします。この1枚目の写真なんですけれども、これが前川地域から蔵王連峰を望んだ写真でございまして、地域的には本当に農山村の風景が残っているというような、良い地域でございまして。地域の概要になりますけれども、宮城県の川崎町という形で、大河原管内では、北西部、仙台市、村田町が東側。蔵王町が南側に接している川崎町の、このピンクの示した地域。これが前川地区という形で、今回、業務を遂行している地域でございまして。この前川地区は、2つの集落。前川東、前川西集落の2つの集落で構成されております。川崎町の指定の条件ですけれども、5法条件と致しましては、特定の山村、それから振興山村、これが町全域で指定されております。前川地区の条件と致しまして、林野率81%。平均傾斜度については43分の1の地域でございまして。ここでは町としては、中山間の直払いは実施しております。農地・水については実施しておりません。また、ふるさと指導員は過去1名でしたか。それから保全体が1という状況になってございまして。平成21年度の業務をやる前に、20年度からの導入部分を説明させていただきたいと思っております。平成20年度は前川地域に種をまきましたということを書いてありますが、20年度から、今日は鈴木さんが替わりにお見えになっておりますが、アグリネット21のほうと連携しまして、ワークショップをしております。20年度については1回から3回のワークショップを実施しております。地域点検から始まりまして、地区の問題点、改善案。それから最終的に将来の構想図ということで、活性化構想を20年度かけてまとめております。これが昨年度のワークショップの様子ですけれども、地域提供をした後で、問題点を把握して、活性化案の抽出。それから各班とのホットラインの発表で、最終的にはひとつの波にまとめたという流れになっております。ところが20年度の成果のお宝地図ということで、前川地域が集落点検をした成果として、地域にある資源をお宝地図という形でまとめております。その中で地域の特色という形で、良質な水田ということではあるのですが、特徴的なところでは、植物のまえかも。それから水路の底にまえかもが生えているという水路になっております。それから水路にはヤマメもいるということで、その他、観光資源としては、みちのく湖畔公園の近くになっている。それから、青根温泉。それからアクセス関係では、やはり仙台に近いということで、国道286、457号線が隣接しているところになります。それから多様な林産物ということで山菜があって、そういうものもある地域でございまして。最終的に活性化構想ということで完成版という形で、地域のみんなで考えた将来を示す言葉ということで、大自然、山、水、米。おいしい楽しい前川ということ形で将来像を20年度にまとめております。その中で地域の夢ということで、収益の向上。それから雇用の創出。後継者の育成確保。環境保全。コミュニティーの復活。都市との交流。歴史・文化の伝承という形で、地域の夢という形でポイントをまとめております。この将来像をいかに実現するかということを考える上で、ひとつはラインとしてハード整備事業。これが左側にございまして中山間地域総合整備事業。これを平成23年度から予定しております。地域のソフト部分。これをどうやって叶えていこうかという中で、今回、住民活動支援業務という形の活性化事業を仕組んでおりまして、21年度はハードとソフトの一体的な事業の推進ということを目的に推進して参りました。21年度の住民活動の流れですが、2つに分かれておりまして、ひとつは営農面。ひとつは環境面という形の2段構え

で推進しております。そのひとつの営農面が、ここに示す流れでやっておりますけれども、第1回のワークショップは3回という形でやっていますが、シンポジウムの開催。これは活動要綱の調整という形で、まず情報として提供しようという形で、まずシンポジウム形式で開きまして、その後、地域の中でいろいろな営農。それからどういったものを作成していったらいいのか、そういった構想を策定致しまして、最終的にはそれを誰がやっていくのかという中で、3回目のワークショップで、営農の構想を実現する為の組織と活動の内容。そういったものを検討致しております。ワークショップの中での話題ですが、女性が刺激を受けたというのは、やはり女性のパワーを侮ってはいけないよというような話で、やはりこういった奥さん達が、そういった話をいっぱいして、大分聞き入っております。そういった似た地区の情報を第1回目やりまして、その後、いろいろな話を進める中で、最終的にその組織として、どういった形にしていったらいいかということ、地域の中で話し合っていて決めていったということになっております。最終的に、ちょっと真ん中に書いてあるのが、こういった組織があったらいいのではないかとことで設立を予定していることですが、この中で仮称になっておりますが、これは今後どういった名称にするか、考えていきたいと考えております。そういった中で生産部から、こういった具をいろいろな形で作りまして、ここがメインにしているのが直売部で、地域住民の方は、直接消費者と顔が見えるような売り方をしていきたいという思いがありますので、直売部なり、こういった加工部なりを中心に運営していきたいという思いがあります。その中でも今、ピンクに示している部分がありますが、周りの連携できる身近にあるもの。その中で学校給食センター。そこと旅館があります。青根温泉。それからみちのく湖畔公園のほうにJ A直売場がこういったものがあります。そういったものに短期的にどんどん売り先として考えていこう。それから将来的には黄色い部分がちょっとありますけれども、生協さんなり、ライフフーズということで、カット野菜の工場があります。そういったところにいろいろなものを売り先として考えていったらどうかというような形で、営農の中では下のほうに書いてありますが、学校給食との連携。地産地消の推進。それから担い手の集積による効率的な水田農業の確立。それから直売場を活用した地域農業活性化ということ、営農の構想としてまとめ上げております。環境面では、これは特徴的ではないのですが、生きもの調査を実施しまして、地域の小学校と共同で、第2回目のワークショップでは、どういった水路にしたいというようなことを、子ども達に考えていただいた授業の中に取り入れていただきまして実施しております。その中で最終的には、地域の大人の方も子ども達の意見を聞いた中で、どういった形でハードに反映していくかというものを考えました。これが環境のワークショップとかの様子で、上が生きもの調査、下がワークショップの様子でございます。そういった中で環境配慮方針と致しまして、事業で反映する部分という形で、水田と水路の連続性の確保。下の段にありますけれども事業による生態系への影響緩和という形で、この中で子ども達に残したほうがいいよという形の意見がありましたので、水路の部分そのまま残して、梅花藻とかに手をかけないというような、そういった残す取り組み。それから環境型の護岸、水田との連続性の確保としては蓋掛けなどのスロープ、それからバイパスのパイプをつけて魚道を設置すると、環境配慮の形をハードに反映させております。

21年度の住民性活動の成果としましては、今迄なかった中から、小さいけれども少し芽が出てきました。それが今迄、個で対応した部分を、何とか組合なり組織としてやっていたという形で、今、今年度中に①番の生産組織を立ち上げようとしております。それから②番が、女川町のかき祭りに、これは業務の中ではなかったのですが、住民自らが自分達で企画をして、海に出て行って、山と海の交流の芽が出てきたと。それから前川小学校との連携が、地域としてとれたという芽が出て参りました。ただその中でも課題がございまして、やはり個人主義の営農スタイルからの脱却という形で、まとまって組織

としての育成。これがやはり今後とも必要になっております。その他に男性が結構強い地域で、女性の意見がなかなか反映されないという地域性がございまして、この辺を女性参加型の活動の提案実践を取り入れていかなければいけないと。それとここがやはり住民性活動で大きな成果だったのですが、やはり地域で情報が無いという部分が一番大きい部分なんです。それがNPOなり、そのNPOにいる先生。きょうやぶちよう先生という方なんですけれども、そういった先生と地域が、私達、県を通さなくてもいろいろと情報交換をし始めたり、そういった情報のやり取りが具体的に出てきたというのがやはり、大きな部分だったと思います。それから前川小学校との連携と、継続がやはり必要だというものがございまして。そういった中で来年度以降、こういったことを考えていこうかなというのが、出た芽を大きく育てる為にとということで、来年度については、生産組合の活動について具体的に支援していきたい4つの項目を上げております。組合にいる畑の共同作業。これが今、前川小学校の給食に出すものを、小学校と一緒に作付しながら、需給給食、④番ですか。連携して、作ったものを子ども達と一緒に地域で作ると、そういったものを考えながらやっていきたいなど。それから女性組合員を選出したということで、具体的にお金がどうなるかわかりませんが、是非、はなぶくろてんに、女性の方だけを連れて行きまして、来年は是非実施したいなということで考えております。それからここで3番で書いておりますが、農産物の直売の実践という形で、今、事務所の中の地方振興部と連携をとって来年、仙南シンケンファクトリーでやる、うまいもん市の中で、この施策で作ったものを直売として実験しながら売ってもらおうかなと、そういったものを来年度以降、出た芽を水をやりながら、大きく育てたいなということで考えております。私の発表は以上でございまして。ありがとうございました。

事務局：引き続き説明のほうだけしてしまいます。来年度の予定についてということで、資料のほうで説明したいと思っております。4ページになります。来年度なんですけれども、この基金の予算についてということで書いております。来年度の基金の運用の見込みについて、ここで書いておりますけれども、上の表は基金の全体額のもので、下のほうの表が、収益の結果になっております。平成5年度から収益をもって事業を実施しておりますけれども、下のほうに22年という形で入れております。来年度の見込みですけれども、8,880,000円程になります。今年の21年度の運用益は9,980,000円ですから、約1,180,000円程下がるような形になります。これについての理由としまして、最近、低金利になっておりまして、主な運用が地方債。そちらのほうの利率が下がっているということから、今年よりも来年度のほうが減るという形になっております。それから5ページのほうに、これは前回の委員会でも出しておりますので、詳しくは省略致しますけれども、指導員などの人材育成や、今、発表したような直接的な住民活動の支援。これも重点的に取り組んでいきたいと考えております。内容としては以上でございましてけれども。

大泉：事業計画はいいんですか。今この中に入っているんですね。本来でありますと、ここが一番ご意見をいただけるところなんだろうと思います。川崎の事例がありますが、その他も中山間地域等農村活性化事業の活動はまたあるわけでありましてけれども、来年は少し、収入が減るという見込みの中でやりますよという話でございました。いかがでございましょうか。ご意見いただければと思います。4団体が設立される。来年度は1団体の設立目標。これはどうなんですか。22年度1団体の設立目標というのは。根拠がある話なんですか。

事務局：まだ団体については確定していませんけれども、今年、指導員になる予定の方。研修を受

けられた方がおりまして、それで1団体というふうになります。

大泉：都市住民との交流。この事業で、研修に行ったりしたのはあったんですね。21年度はね。はい、田村先生。

田村：丁寧なご説明、ありがとうございました。非常にわかりやすかったです。既に地元の方々がいろいろな取り組みをやるように十分な配慮はされていると思うのですけれども、まさに今日のご説明にあった通り、最初に種まきをして、段々に芽を出して、それを育てていくとなった時に、中にすぐには芽が出ないものも沢山あると思うんです。後々、じんわり発芽するものもあると思うんです。やはりこういう事業だと、すぐに成果が出るものに目がいきがちなんですけれども、一定の制限は必要なのかもしれないと思いますが、地元が使いたいというものや地元がチャレンジしたいというものについては積極的にお金を投資するというのも、実は土づくりとか、肥やしを与えるという意味では、すごく大切だと思いますので、柔軟に使えるようなやり方も大切ではないかなというふうに思いました。以上です。

大泉：ありがとうございます。それでは締めくくりに入ってしまいますけれども、どうぞ。

沼倉委員：最初に申し上げれば良かったのですけれども、その他のところでもいいですか。

大泉：わかりました。その他でどこでも結構です。

沼倉委員：農地・水のところで、今年1月16日にイズミティーでシンポジウムがありました。それで辰巳琢郎さんを目当てに行ったんですけれども、ところが報告をされた2団体の中でも素晴らしい取り組みをされている地域だと思いますけれども、辰巳さんをしのぐほど、素晴らしくて良かったなと思っております。それでふるさと水に取り組んでいる地域というのは、なかなか他の人達の取り組みというのとは見えない中で、自分達のところで結構、頑張っておられると思うのですけれども、ああいうところへ来て、他の取り組みを見ることは、自分達が今後活動していく上で参考になるし、すごく力を貰えるのではないかなというふうに思いました。それでああいう催しは非常に大事ななと。大々的にやらなくてもいいですので、取り組んでいる人達がやっていて良かったと思えるような、そんなイベントを作っていたらいいなというふうに感じました。それと田んぼの生きもの調査ですけれども、宮城県の中で生きもの調査をするところがどんどん増えてます。田尻は毎回やっていますし、それから角田でもやりますし、丸森でもやっているんですね。その中で、田尻の生きもの調査をしているところの田んぼのお米が、東京の生協で、こんなに生きものがあるんだよと、ちょっと名前を忘れたんですけれども、ブランドを作って、今年から売りに出されます。それは生産者にとっては、付加価値という面では、大きな追い風になるのではないかと思いますので、是非、県のところでも取り上げて、いろいろなところでご紹介をしていただければというふうに思います。以上です。

大泉：ありがとうございました。これから多分、価格の安いお米を大量に作るという政策の芽になってくると思うのですが、とは言え宮城県の中での、農業の個性というのは、良い米を良い米とて販売するというふうなところにあるんだろうと思うんです。そうしたことからすると、環境等々と親密性をもった米を届けていく、作って届けていくというのは、非常に大事なことになるだろうと思いますし、そうし

た取り組みが、相互に情報交換をされることによって、益々活性化というか活発になっていくんだらうと思いますので、先程、川崎の事例でも、情報が入る為には都市と連携することが大事だとありましたが、そうした活動を、これからも根強くやっていただきたいなというふうに思います。そういった意味では保全体の方々も、保全すると同時に、良いお米や良い農産物を販売するような方向に向けてもいいのかな。さっきよくわからなかったのですが、耕作放棄地の解消で商品化を図りながらという文言があったんですが、あれが耕作放棄地とどう関係するのかわからないまま、僕はまだいたのですけれども、多分、商品化するという事は、今言ったようなことなんだらうと思います。他、どうぞごさいしょうか。折角出てきたから一言という。

鈴木専門委員：ちょっと言いにくいことかもしれないのですが、この会議は農村振興課の会議でございませぬ。ここに農業振興課の方、どなたか聞いていらっしゃる方がいるでしょうか。

事務局：農業振興課ではないのですが、農産園芸課の課長です。

鈴木専門委員：多分、ソフトのほうの農協のほうの指導とか営農指導とかなさっている方とか、あと販売のほう、ここで出た成果、先程沼倉委員のほうからありましたけれども、ここから出た成果というのは実際に売ったりPRをしていくのは、園芸さんの方とか別の課だと思いますので、そことの連携をきっちりやっていただきたいというのが私の希望です。

事務局：沼倉委員さんとか鈴木専門委員さんのほうからお話をいただき、大変ありがとうございます。いろいろな農産物を作っていく中で、やはり価値を高めるということが非常に大事だと思っております。今、お二人の委員のほうからお話がありました、価格に反映されない価値。それも価値といって、それを高めていく。それが他の県なり他の産地に勝ち抜く、ひとつの手法かなと。勿論、価格に反映される価値というものもありますけれども、例えば環境だったりギャップだったりそういうものは、今現在は価格に反映されない価値ということで、なかなかうまくは伝えられないのですが、宮城県はこれを続けることによって、価格にいつかは価値が反映されるというのを目指して、宮城県の農作物というものを、今、ご意見いただきましたことを肝に銘じて務めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

大泉：ありがとうございました。何かご意見がありますか。今、お二人のお話は、やはり経済活動で価値を付けていくというのは、農村活性化を持続可能なものにしていく基本なんだと思います。確かに保全隊なんかが一生涯懸命に頑張っている、時には力尽きてしまったりすることもあるので、農村を持続的によくしていくというのは、経済活動と結びつくというのは、重要なことだらうと思いますので、農業農村振興ではありますけれども農業振興があつての農林振興ということですのでよろしくお願ひしたいということでございます。3番目の議事の3に関しましては、皆さんの今のご意見を反映させていただきたいと思っておりますが、新年度の第1回目の委員会の予定ですね。これがあるのですが、5月の下旬ぐらいを予定しているということでございますが、これはあとから事務局のほうで。

事務局：5月下旬ということをご予定してはございますけれども、状況によっては早まることも想定されますので、その場合は改めて委員長のほうと相談しながら各委員との調整をとらせていただきたいと思ってお

ります。

大泉：遅くても5月下旬ですか。

事務局：早まる可能性もあります。

大泉：ということで、今回は豊富なデータをもう少しコンパクトにさせていただくと、時間的にコンパクトにさせていただくとありがたいなと思います。以上で議事を終了致します。若干、15分程伸びてしまいましたが、これで司会にお返ししたいと思います。

司会：大泉委員長、どうもありがとうございました。尚、本日の議事録につきましては、事務局で作成したものを、後日、委員の方々、専門の委員の方々に送付致しますので、確認していただきたいと思えます。最後に農林水産部の高橋次長より、閉会の挨拶を申し上げます。

高橋：長時間にわたりまして大変ありがとうございました。説明が長くなりまして、予定の時間内に納められませんでしたので、今度はもっとコンパクトにという委員長のご指示もありましたので、そのように対応したいと思います。お話を通して、一番やはり問題になってくるのは、私共が対象とする、農村地域の高齢化。そしてバトンタッチする相手がいなくなっているということが共通でございまして、山のほうを見ても、平場を見ても、全くその状況はいい方向に向かっていない。ただそういう中で、我々なりの努力はないものかと思ひまして、昨年11月に宮城県では他の県に比べるとかなり力をいれたものがあります。ご承知の子ども農産漁村交流プロジェクトになるわけですが、文科省とか総務省とか農水省という、上から落ちてくるものでありますけれども、宮城県としてはプラスに転じる絶好のチャンスだという知事からの指示もありまして、教育長と企画部、それから経済商工観光部。それから農林水産部と、グループをあげて、子どもを中心に。ひとつひとつの悩みを重ねますと山のようにになってしまうものですから、子どもを中心にして交流をしながら守っていくべき、中山間なり農地・農村を活性化していこうということで、立ち上げました。私共は事務局はやっていますけれども、一所懸命まず横連携の、若手の担当者がまず自覚しないと駄目だということで、これを回を重ねてきて、何とか来年度には、例えば都市部から先生方を呼んで、良い所だからというPRをしてみようとか、地域のモデル的な市町村に頑張ってもらって、ひとつの例を作ってみようという、遅ればせながら、そういうものをひとつひとつ積み上げていこうというふうに思っています。また先程最後のほうに、前川の話を見せていただきましたが、私も今日初めて見るわけですが、こういった果実運用を県としては、いろいろなほうに有効に使ってもらいたいということで、初めてのケースでしたけれども、芽が出て、その芽を大きく育てる端緒になったとのご説明があったわけですから、こういったものを少しずつ増やしていく。美辞麗句のようなことは出来ませんが、地に着いたものをひとつひとつ増やしていくという形で、これらも展開して参りたいと思ひますので、来年度はまた皆様方のご意見、ご指導をいただきたいと思ひます。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。